

院内感染対策向上に関する取組事項

1. 院内感染防止対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療を提供するための基盤となるものです。

当院は、感染防止対策に病院全体として取り組み、医療施設内における全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染防止対策委員会の組織に関する基本事項

- 1) 本院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、感染防止対策に関する事項を検討しています。また、必要に応じて臨時委員会を開催します。
- 2) 感染防止対策に関する実働的組織として、院内感染防止対策委員会の中に感染対策チーム(ICT) 抗菌薬適正使用支援チーム(AST)を設置し、週1回の会議・ラウンドを行い、感染対策上の問題に対して迅速に対応しています。

3. 院内感染対策向上のための従業者に対する研修に関する事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術の向上を図るため、全職員を対象とした研修会を年2回以上開催しています。また、抗菌薬適正使用推進のため、抗菌薬に関わる職種に対し、抗菌薬使用の基本や最新の知識について、年2回以上定期的に研修を開催しています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを1回/週作成し、ICT・ASTでの検討及び現場へのフィードバックを行っています。必要に応じ、院内感染防止対策委員会による周知や指導を行っています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本事項

院内感染の発生または疑われる場合には、ICTが感染の拡大に速やかに対応しています。届出義務のある感染症患者が発生した場合は、法律に準じて行政機関に報告しています。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の医療機関や保健所と速やかに連携し対応しています。

6. 患者等に対する指針の閲覧に関する基本事項

本取組事項は院内に掲示し、閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。感染症の流行時にはポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行っています。

7. 感染防止対策向上のために必要な基本方針

感染防止対策の向上のため、国の定めたガイドライン策定指針を元に、「院内感染対策マニュアル」整備・改訂し、職員への周知徹底を図っています。また、抗菌薬適正使用のために「抗微生物薬使用マニュアル」整備・改訂し、職員への周知徹底を図っています。

8. 地域連携に関する事項

地域の医療機関と連携し、感染対策・抗菌薬適正使用に関する相談を受け、合同で検討する機会を持ち地域全体で感染対策に取り組んでいます。また新興感染症発生を想定した訓練を開催し、地域全体の感染対策向上を目指しています。

一般財団法人永頼会松山市民病院 院内感染防止対策委員会
平成30年4月1日作成

令和6年4月1日改定